

歴女・歴男あつまれ 課外2

杉本家文書から

2016年10月20日

1 誘引 (おびきだし)

(二十三)
一卯四月十四日、内堀繁二郎伴初五郎高木村清左衛門養女おたき誘引おびき出し候一件、取り扱いくれ候よう繁二郎は勿論、若者一同これを頼む由、半助・佐右衛門来たりこれを申すにつき早速罷り越し子細承り届け、先掛り七郎左衛門・万五郎・儀兵衛同道高木村茂兵衛方へ罷り越し、藤右衛門栄蔵兩人を以て掛け合いの上、諸雑費として金五両詫書差し出し、なおまた高木村若者へ別紙一札差出しおたき引き渡し一件落着、右一札は帰宅節二通とも貰い戻し繁二郎へ相渡し焼き捨て申し候

杉本文書上p28

卯四月十四日＝安政2年(1855)

- ・内堀繁二郎の息子の初五郎が高木村の清左衛門の養女おたきを誘き出した
- ・繁二郎と村の若者一同が、この件を解決してくれと半助と佐右衛門が来て頼むので
- ・七郎左衛門、万五郎、儀兵衛を同道して高木村の茂兵衛宅へ行って、藤右衛門、栄蔵と交渉した
- ・諸雑費として五両、詫書 高木村若者に一札を差し出し、おたきを引き渡した
- ・一件落着、帰り際に、詫書と高木村若者宛に出した一札は貰い戻して、繁二郎に渡し焼き捨てた

2 神明神社口論

(三十三)
一卯六月十五日届け、利右衛門・七郎左衛門来たり、昨夜
御料明神祭礼夜宮につき、宮原において神酒
多分に呑み候につき、源七養子源右衛門と小左衛門
口論致し候処、万五郎・佐右衛門・綱五郎・初五郎立入り
手打ち致し一件相済み候処、名主半兵衛・金左衛門
故障致し、小左衛門方へ源右衛門を居込ませ金子
差し出すべき旨強勢に申し来たり、御検使相願ひ候趣を以て
掛け合いこれある由、右同人届け来たる
右一件、金二分療治代として小左衛門方より差し出し
相済ます

杉本家文書上p32

卯六月十五日＝安政2年(1855)

◎後ヶ谷村名主のもとへ利右衛門と七郎左衛門がきて

御料明神＝御霊明神(宅部村鎮守 村山貯水池建設により狭山神社に合祀)祭礼夜宮 飲酒
源七養子源右衛門と小左衛門が口論

万五郎、佐右衛門、綱五郎、初五郎が仲介、手打ち、解決した

名主半兵衛(宅部村)、金左衛門(高木村)が故障(異議、不服の申し立て)致し

小左衛門の家へ源右衛門を居込ませ、金子を出すように強く申し入れをし、場合によっては
代官所(江川家)へ検視の願い出をするとの掛け合いをしていると届け出てきた

◎後ヶ谷村名主が仲立ちして

小左衛門が金二分を療治代として差し出すことにして解決した



高百六拾五石
 武州多摩郡
 宅部村
 江戸日本橋迄
 道法十里

家数四拾軒
 人数男百六人
 女九拾七人
 武州多摩郡
 府中宿門善坊霞下
 本山修験
 別当
 常覚院
 馬拾老疋

一除地五畝拾八歩 御霊免
 一狭山附村ニ御座候
 一農間稼男樵・炭焼、女は木綿糸撚・同機織、江戸并
 一最寄市場江出申候
 一産物栃・栗、江戸并最寄市場江持出申候
 右之通相違無御座候、以上

右村
 百姓代
 組頭 長左衛門 ㊦
 名主 繁次郎 ㊦
 半兵衛 ㊦

江川太郎左衛門元御代官所

安政2年(1855)宅部村明細 里正日誌7卷 p65

高式百三石九斗式升四合
 家数四拾八軒
 人数 男百貳拾九人 女百貳拾六人
 一除地六畝貳拾步 武州豊嶋郡 上石神井村三寶寺末 新義真言宗
 一除地壹反五畝步 愛宕免
 一除地七畝貳拾六步 山神免
 一除地五反壹畝六步 同院支配
 一狭山附村ニ御座候 同院支配
 一農間稼男樵・炭焼、女は木綿糸燃・同機織、江戸并
 最寄市場江出申候
 一産物栃・栗、江戸并最寄市場江持出申候
 右之通相違無御座候、以上

後ヶ谷村 江戸日本橋迄 道法十里
 馬拾疋
 御料免
 圓乘院
 同院支配
 同院支配

右村 百姓代 勘兵衛 組頭 武右衛門 名主 慶次郎
 江川太郎左衛門元御代官所 浅井武次郎知行所

安政2年(1855)後ヶ谷村明細 里正日誌7卷 p66

高百八拾八石四斗八升三合 武州多摩郡 高木村 江戸日本橋迄 道法十里
 内 高百貳拾三石四斗八升三合 江川太郎左衛門元御官所 (代脱)
 家数貳拾九軒 馬拾四疋
 人数 男八拾四人 女九拾貳人 酒井才次郎知行所
 高六拾五石
 家数貳拾七軒 馬七疋
 人数 男七拾八人 女七拾四人 武州豊嶋郡 上石神井村三寶寺末 新義真言宗 明楽寺
 一除地壹反貳拾步 権現堂免 同院支配
 一除地五畝貳拾步
 一狭山附村ニ御座候
 一農間稼男樵・炭焼、女は木綿糸燃・同機織、江戸并
 最寄市場江出し申候
 一産物栃・栗、江戸并最寄市場江持出申候
 右之通相違無御座候、以上

右村 百姓代 宇兵衛 組頭 傳右衛門 名主 金左衛門
 江川太郎左衛門元御代官所 酒井才次郎知行所 組頭 弥左衛門 忠右衛門 名主 庄兵衛
 江川太郎左衛門元御代官所

安政2年(1855)高木村明細 里正日誌7卷 p64

3 立木売買

(七十六)

一辰二月二十二日、内堀繁次郎持山、字稻荷山

売木に相成り高木助次郎・小ヶ谷戸村金左衛門

兩人立会い元〆にて代金九十二両に買い取り、山始め

致し候処、木挽共十人計りにて仕事致し居り候処、仲間

同士口論に及び、伊勢国作蔵・常陸国市右衛門・

越後国亀吉・甲州もの一人乱暴差し働き

大鋸^{のこ}五丁踏み折り候につき^{から}捌め捕り縄かけ口

内、伊勢の作蔵逃げ出し候につき、盜賊々々との

かけ声ゆえ、盤木打ち鳴らし人足を寄せ候内同人

義逃げ来たり候につき用意の竹鎗^{やぶ}を携え

あと追いかけて円達院の前にて、某一番鎗を

以て突き止め差し押さえ候処、追い追ひ人足駆けつけ元〆

金左衛門代常吉へ引き渡し遣わし候処、場所に

おいて手荒の義これなきよう見舞いとして

罷り越し候処、内堀繁二郎・金左衛門兩人頼むにつき

内事に取り計らい申し候処、右四人のもの並びに

同道致し候二本木村嘉助、都合五人暇遣わし

手間銀諸入用差し引き不足の分は元〆

の損、吾野村職人の鋸折れ候につき市右衛門の

鋸と取り替え遣わし、以来双方申し分これなき筈にて

内済仕り、全く酒狂の上の儀にて右四人は勿論

杉本家文書上p49

辰二月＝安政3年(1856)

村山貯水池に沈んだ区域の山林を売買した例です。

- ・売り主、宅部村内堀繁次郎
- ・買い主、高木村の助次郎と小ヶ谷戸村（現在の埼玉県入間市宮寺）の金左衛門
- ・代金 92 両

この伐採の開始をした際に仲間同士の口論がもとで騒動が起こります。その作業に携わる人々に伊勢国作蔵、常陸国市右衛門、越後国亀吉、甲州者と遙か遠方の作業員が居ます。

また、二本木村（現在の埼玉県入間市）嘉助、吾野村（現・埼玉県飯能市）の職人が加わっています。

◎幕末も安政期に入ると経済活動も活発で幅広く人的交流が行われていたことがわかります。

◎ 92 両という高額な代金はどのように処理されたのか、年貢との関連はいかがだったのか、いずれも不明で、気になるところです。

内職一同申し分これなき筈にて相済ます、然る処嘉(助)共五人
すぐさま所持分の品取り揃え出立に相成り候につき、その夜は
小平次方へ泊め遣わし申し候、この払い一貫文、某並びに
繁二郎・金左衛門三人にて割合い、外に二百文にて手打ち
酒代合せて一貫二百文、一人分四百文ずつの処、某
分繁二郎へ相預け申し候

一二十三日、元々金左衛門・助二郎兩人より右体村方
相騒がせ、殊に山始めの節御酒差し上げたう候処
かれこれ手遅れに相成り申し訳これなく候えども
村方一同へ披露致しくれ候よう頼むにつき斗樽一本

(七十九)

預り置き、清水は五郎兵衛へ申し通し村方行き届き候よう
取り計らいくれるべき旨申し談じ候処、同人並びに仁兵衛より挨拶
には、右躰の騒動これなくば山始めの酒など

下され候訳もこれあるまじく、昨日とても骨折り候□□
これなく候間、気の毒ながら差し戻しくれ候よう申すにつき

近所・林方寄り合い右始(末)申し聞け、右一同の挨拶
につき斗樽山小家へ差し戻す

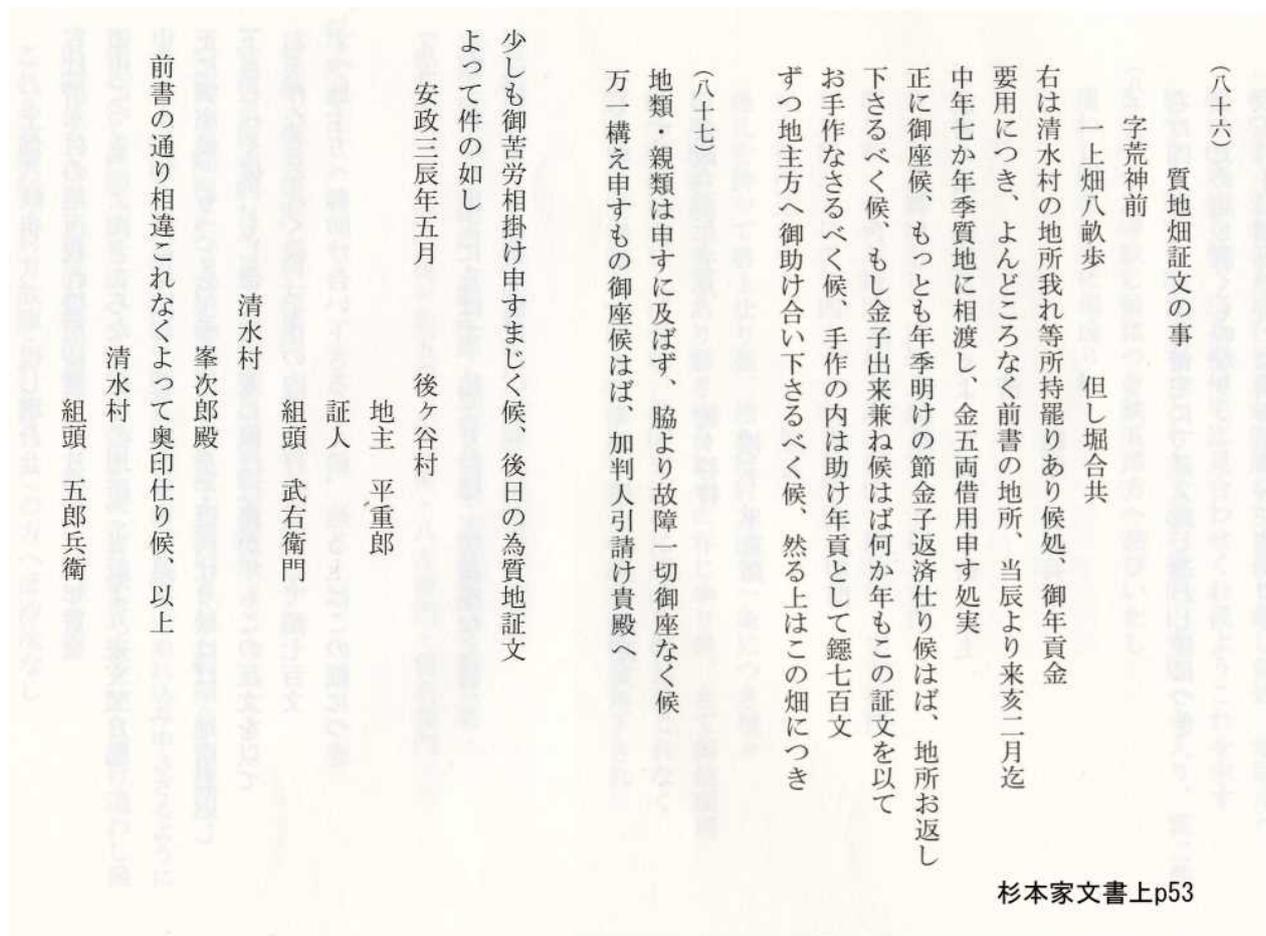
又々高木助二郎詫び来たり候につき自分掛り分は
承り遣わすにつき、酒八升程持参につき、林並びに近所
披露致し候

宅部村、後ヶ谷村で発生した事件が清水村(圓達院)にまで及び、後ヶ谷村の名主は気を遣います。その解決法も村間の日頃のよしみが通じていることが伺え興味深いです。

手間賃や経費などを差し引き、遠国からの者は出立します。行き先は明確には書かれていませんが、恐らく、小ヶ谷戸村の金左衛門の関係者で、金左衛門手代の常吉の手配の元に活動しているのでしょうかが気になる集団です。

本来ならば、当時の緊迫した時代の空気から、代官所沙汰にも成りかねない事柄ですが「内済」という手法で、代官所の手を経ないで解決しています。名主層ばかりでなく、村が新しい時代に向けて変化している姿を伝えます。

4 質畑



安政3年(1856)のできごとです。

年貢の支払いに、所有地の畑を質入れして、5両の借金をした例です。

- ・7か年の期間を区切って、借金し、年季が明けたら土地は返還すること
- ・借入金返済できない場合は、以後も、何か年も、同じ条件で借地関係が担保されることを約束しています。

これは「質地金融」と云われるものの東大和市の例です。

幕府は寛永20年(1643)に「田畑永代売買禁止令」を出し、田畑の売買を禁止しました。その後、寛文6年(1666)、田畑質入に関する法的手続を定め、年貢の徴収などやむを得ないときは、屋敷や田畑を質に出して凌ぐことを認めました。

そして、貞享4年(1687)には、「御勘定組頭並びに御代官可心得御書付」を発令し

- ①田畑永代売買の禁止
- ②田畑を質に入れた百姓が身代を潰した時は、質年季の内は質取りしている百姓にその田畑を耕年させ、質年季があげたらこれを領主が取り上げる
- ③質入地の年季に期限がきつてない場合、質入れ百姓が身代を潰せば、その質入れ田畑を領主がとり

あげる

事を決めます。その後も土地制度は様々な変遷をしますが、8代将軍吉宗の時代(1700年代中葉)に「公事方御定書」(くじがたおさだめがき)が定められます。この解釈も多様ですが、武蔵村山市史は次のように記します。

「公事方御定書」(御定書百箇条)において、「年季明け拾ヶ年過候質地」は「流地」に・・・とあるように、年季明けもしくは質入れの年より十年を超えると、証文の文言にかかわらず流地となり、所持権が質取主に移ると規定した。」(武蔵村山市史上 p992)

◎所持権という言葉が気になりますが、実態として土地に関する権利の動きが察知されます。東大和市の今回の質畑の例では期間を7年としていて、その後の経過は明らかではありません。

東村山市の例

天保9年(1838)正月、廻り田村でおきた質地出入りの事件です。

20年以上も前の文化14年(1817)

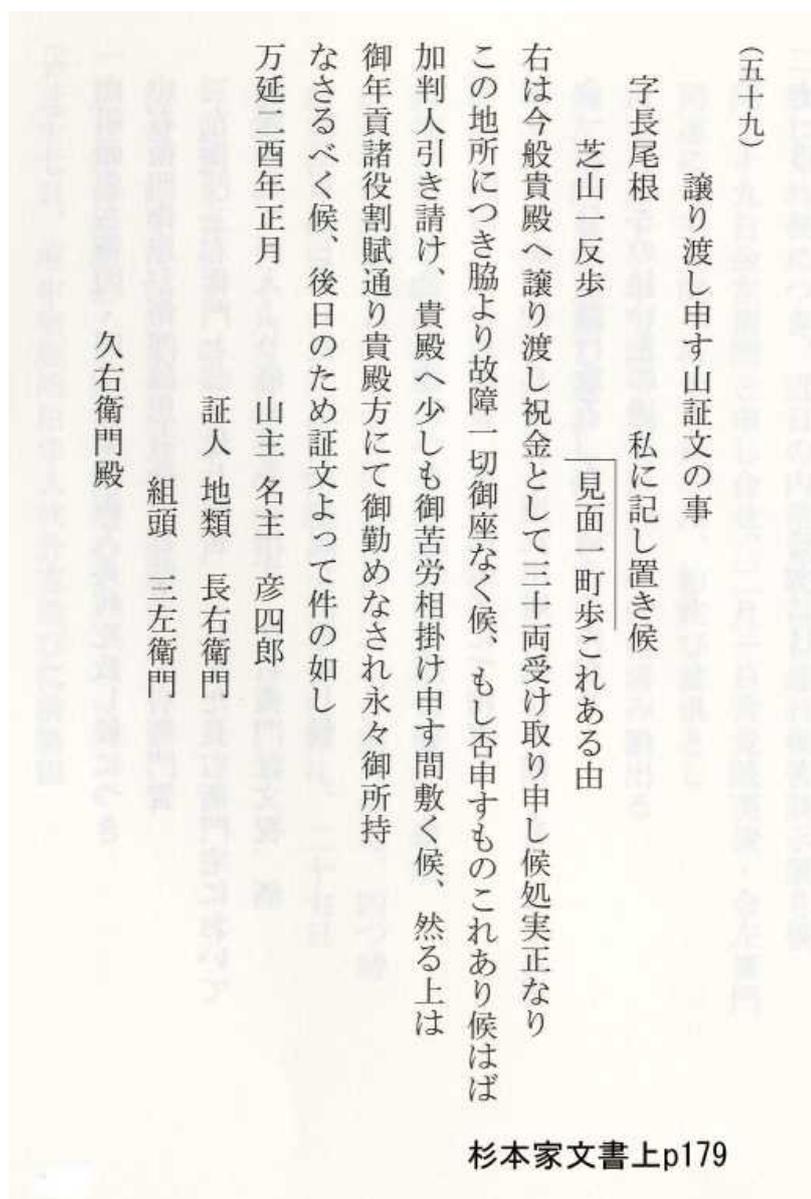
- ・孫七祖父の九兵衛が金二分で九畝六歩の畑を弥五右衛門へ質地に出した。
- ・質地の年季は一〇年季と決め、年季が明けた時は元金の金二分を返済すれば「古証文」(文化十四年の契約のさいの質地証文)を添えて質地を返すという契約であった。
- ・その後当事者である祖父の九兵衛が亡くなったが、申し伝えや契約を記した議定書があるとして、孫七は弥五右衛門へ、質地の返還を申し入れた。
- ・申し入れは拒否された。理由は、「流地」(年季が過ぎ質流れとなった土地)であるであった。
- ・孫七は、契約の際の古証文を見せるように求めたが、弥五右衛門は拒否した。
- ・村方で相談し、当時は名主が幼年であるため、組頭七人で順々に名主の後見をしているので、この後見をしている組頭が弥五右衛門へ説得に当たった。しかし弥五右衛門は証文をしまい込み見当たらないとしてこれも退けた。
- ・村方は、放置すれば村々の治まりもよくないとして、支配代官の山本大膳へ出訴した。

◎以後については関連の史料がありません。

10年季の質地契約を結んでから20年以上も経過後、質地の返還と代金の支払いを求めたもので、経過を知りたいものです。

今回紹介した杉本家文書の「もし金子出来かね候はば何か年もこの証文を以て・・・」の文言がどのように生かされるのか明確になるのにと残念です。

5 山証文



万延2年(1861)の事例です。

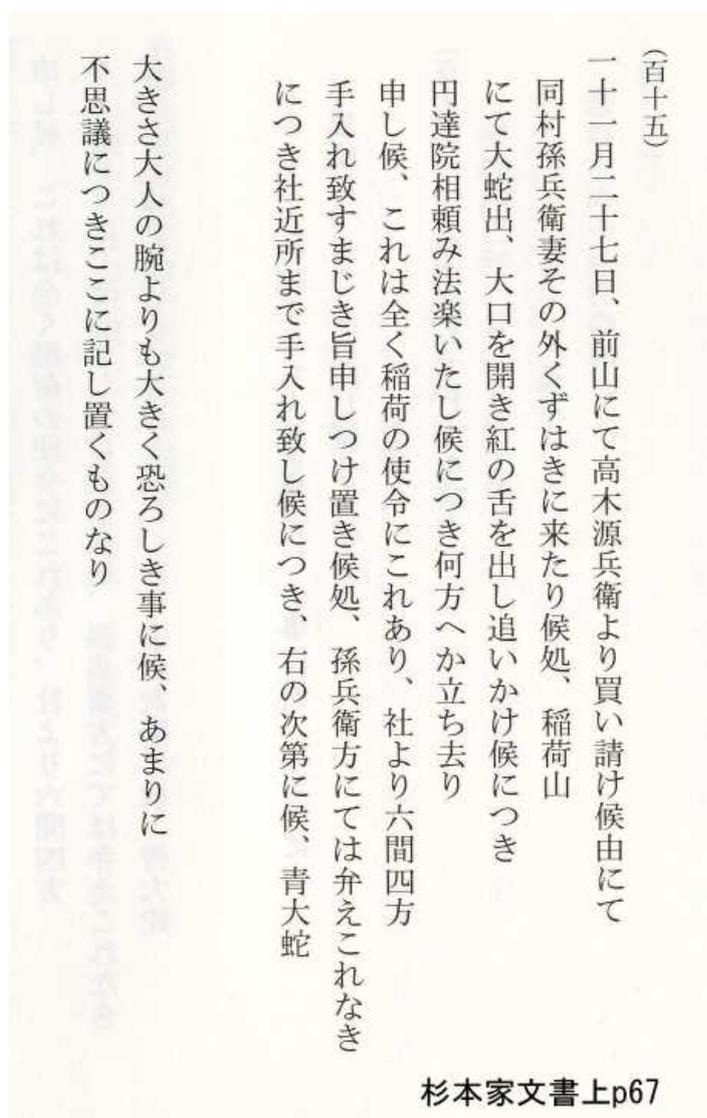
- ・明確に「譲り渡し申す」と記載されます。
- ・「永々御所持なさるべく」と所持の移転が明確に記されます。
- ・ただし、「譲渡金」「土地代金」「代金」ではなく、「譲り渡し祝金」として三十両が記されます。
- ・この「譲り渡し祝金」を巡る解釈はどのようにしたらよいのでしょうか？

武蔵村山市にも 永代相渡し申す田地の事として

- 一、永式百面の処、相渡し申し候、其のゆわいとして金子式分請け取り申す所実正也、・・・・
寛文八年申の九月二十四日

という文書が残されています。

6 青大将



お疲れ様でした。江戸時代、村人達は動物たちと共存していました。関連させて、これまで紹介した場所の地続きにあった、幕府の直轄地・御料林にまつわるよもやま話を紹介します。

7 槌頭(つちんど)

貯水池に沈んでしまった村に石川という所がありました。石川には池がたくさんあり、槌ヶ窪(つちがくぼ)の池もその一つです。

昔、槌ヶ窪の池の廻りはずっと家がなく、松が生い茂り灌木があたりをふさいでいました。山には猿や狐、狸などが棲み、深い谷には人影もなく林と池に囲まれていました。水は海のように豊かに、ひでのり時も涸れることなく四季の姿をうつしたそうです。

そこに槌頭という大蛇が棲んでいました。槌頭とは頭が槌の形をした蛇で、槌ヶ窪の地名の由来ともいわれます。

その蛇が槌ヶ窪の主だったのでしょうか。元禄年間御料林の払下げがあり、立木を伐り払うと池の水はへり、大蛇はどこかへ行ってしまい再びその姿を見た者は槌頭(つちんど)ないといひます。

これは狭山の葉に書かれている伝説ですが、今もそのいい伝えが語りつがれているのでしょうか。槌ヶ窪の池は今は隧道の奥にあり、貯水池が出来るまでは田用水としてたんぼの稲をうるおしていました。よしの生えている淋しい所で、そこに大きい蛇がいてのまれるから行ってはいけないと子どもたちはいわれていました。蛇が通ったあとか草が巾広くなびいているのを見たという人もあります。

水が冷たくうっそうと茂った木にあたりはうす暗かったですでしょうし、近よるなどいわれなくても湿った空気やふむ枯草の音にもきもを冷やしたことでしょう。お年寄りに聞いた子供の頃の事です。

(『東大和のよもやまばなし』 p167～168)

杉本家文書

今回紹介した杉本家文書は

発行者 杉本堅治 編集 東大和市郷土史グループみちの会

発行日 平成24年3月31日

武蔵国多摩郡後ヶ谷村杉本家文書 上巻

から紹介しました。

杉本家は、村山貯水池(多摩湖)に沈んだ杉本(現・東大和市多摩湖四丁目)に居を構え、代々、後ヶ谷村の名主を勤めて、中世から江戸時代を通じての膨大な古文書を伝えます。そのほとんどが国立国文学研究資料館に保存されており、目録を製作した森安彦先生は、3593点をあげて居られます。

今回、その中の安政年間の文書が解読されて、上・中・下の三巻にまとめられて出版されました。

上巻 安政年間

村用日誌 安政二年二月～八月

安政四年七月～安政七年三月

安政七年～元治元年十二月

中巻 安政年間

御用日記 安政三年一月～安政四年五月

安政四年四月～安政五年十二月

安政六年一月～慶応元年九月

下巻 安政年間

御触留 安政四年六月～安政六年二月

御触留帳 安政六年三月～文久二年八月

諸用控 安政六年

東大和の図書館に保存されています。



モニュメント・つちんど(湖畔)